

第7章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を推進するため、市民と行政が協働しながら、それぞれ取組を進めていきます。

(1) すべての市民の参画

市民一人ひとりが思いやりの心もち、お互いを尊重し理解し合うよう努めることを基本にして、福祉サービスの充実やボランティア活動の機会の拡充などにより、市民の参画を促進します。

(2) 情報提供・相談機能の充実

様々な保健・福祉サービスを市民にとって利用しやすいものとするため、各種サービスに関する情報を利用者がいつでも簡単に入手できるよう、インターネットなどを活用しての情報伝達手段の整備を図るとともに、多様な相談に対応できるよう、相談機能の充実を図ります。

(3) 保健福祉団体との連携

本計画を推進していく上で、保健福祉団体やサービス提供事業者が果たしている役割はますます重要となります。

このため、行政はこうした諸団体や事業者の活動を支援するとともに、連携を密にし、市民の求めと必要に応じた保健福祉サービスの効果的な提供を図ります。

2 計画のフォロー体制

本計画を実効性のあるものとして推進するために、事業の推進状況や保健福祉に関する調査・助言を行う稲城市保健福祉推進委員会（委員15名）を設置します。